

## 渡辺西賀茂診療所 訪問看護ステーション 料金表

### 【基本サービス費】 1)介護保険適応の場合

	時 間	算定要件	単 位 数	
			看護師	准看護師
訪問看護基本利用料	訪問看護(20分未満)	*週に1回以上20分以上の訪問看護の実施あり	314単位	所定単位数 90/100
	訪問看護(30分未満)		471単位	
	訪問看護(30分以上60分未満)		823単位	
	訪問看護(60分以上90分未満)		1128単位	
	訪問リハビリ 1回あたり20分 (理学療法士・作業療法士・言語聴見士)	*1日に2回を超えて訪問を行う場合、1日全ての回を90/100を乗じた単位数 **1週間に6回を限度	294単位/回	
介護予防訪問看護基本利用料	訪問看護(20分未満)	*週に1回以上20分以上の訪問看護の実施あり	303単位	所定単位数 90/100
	訪問看護(30分未満)		451単位	
	訪問看護(30分以上60分未満)		794単位	
	訪問看護(60分以上90分未満)		1090単位	
		訪問リハビリ 1回あたり20分 (理学療法士・作業療法士・言語聴見士)	*1日に2回を超えて訪問を行う場合、1日全ての回を90/100を乗じた単位数 *1日に3回を超えて訪問を行う場合、1日全ての回を50/100を乗じた単位数 **利用開始月から12か月超の利用の場合、5単位/回減算(R4.4~) ***1週間に6回を限度	284単位/回

### 【加算】

早朝加算 (1回につき)	6時～8時の間に訪問した場合(看護師・准看護師のみ)	所定単位数 25/100加算
夜間加算 (1回につき)	18時～22時の間に訪問した場合(看護師・准看護師のみ)	所定単位数 25/100加算
深夜加算 (1回につき)	22時～6時の間に訪問した場合(看護師・准看護師のみ)	所定単位数 50/100加算
緊急時訪問看護加算 I (1回/月) *区分支給限度基準額の算定対象外 (看護師・准看護師が訪問する場合)	利用者様の同意を得て24時間体制で、連絡・緊急訪問を行う場合 尚、1ヶ月の内2回目以降に緊急で訪問した場合、基本利用料に早朝・夜間・深夜には加算がつく	600単位
特別管理加算 (1回/月) *区分支給限度基準額の算定対象外 (看護師・准看護師が訪問する場合)	(I)在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態	500単位
	(II)在宅酸素療法指導管理を受けている・真皮を超える褥瘡・人工肛門又は人工膀胱・点滴注射を3日以上受けている等の状態	250単位
サービス提供体制強化加算 (1回につき)	研修等を実施しており、同法人内にて7年以上の勤務年数の看護師等が30%以上配置されている場合	6単位
初回加算 (初回の訪問月のみ)	退院時共同指導加算を算定せず、新規に訪問看護・リハビリ計画を作成して訪問する場合	I 退院・退所日 350単位 II 上記以外 300単位
退院時共同指導加算 (初回の訪問時に1回、特別な管理を要する者は2回)	初回加算を算定せず、病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中に主治医等と連携して在宅生活に必要な指導を行い、その内容を提供	600単位
長時間訪問看護加算 (1回につき)	特別管理加算の利用者様で1時間30分を超えてサービスを提供した場合(看護師・准看護師のみ)	300単位
複数名訪問加算 (1回につき)	(I)2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合 (体重が重い利用者等を1人が支持しながら必要な処置を行う場合等、1人で看護を行うことが困難な場合)	30分未満 254単位 30分以上 402単位
	(II)1人の看護師等と1人の看護補助者が同時に訪問看護を行う場合 (体重が重い利用者等を1人が支持しながら必要な処置を行う場合等、1人で看護を行うことが困難な場合)	30分未満 201単位 30分以上 317単位
ターミナル加算 (1回のみ)	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 (ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)	2500単位/死亡月
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や介護職員に助言等の支援を行った場合(看護師・准看護師のみ)	250単位
看護体制強化加算 (1回/月)	(I)前6月間において緊急時訪問看護加算の算定者が50%以上、特別管理加算の算定者が20%以上、前12月間においてターミナルケア加算の算定者が5名以上の場合	550単位
	(II)前6月間において緊急時訪問看護加算の算定者が50%以上、特別管理加算の算定者が20%以上、前12月間においてターミナルケア加算の算定者が1名以上の場合	200単位
	(介護予防)前6月間において緊急時訪問看護加算の算定者が50%以上、特別管理加算の算定者が20%以上	100単位
専門管理加算 (1回/月)	緩和・褥瘡・人工肛門・人工膀胱のケアに係る専門の研修を受けた看護師又は、特定行為の研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	250単位

\*主治医の指示のもと訪問します。  
\*自己負担料金:上記点数に10,70円をかけた金額が訪問時の料金となり、この料金に対しての保険負担額となります。  
また、疾患や収入状況により自己負担が発生しない方もあります。  
\*当日キャンセルには、キャンセル料1,528円が発生いたします。

### 自費診療(保険診療ではなく全額自己負担となります。)

訪問看護 (基本60分以内)	9,600円	基本60分を超える場合は2分につき3,200円加算となります。
訪問リハビリ (基本40分以内)	6,400円	基本40分を超える場合は2分につき3,200円加算となります。

当日キャンセルには、キャンセル料1,528円が発生いたします。